

大和市告示第 86 号

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 30 日

大和市長 大 木 哲

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱（平成 27 年大和市告示第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「耐震改修促進法」を「法」に改め、「耐震診断」の次に「及び耐震設計（以下「耐震診断等」という。）」を加える。

第 2 条各号列記以外の部分及び同条第 1 号中「耐震改修促進法」を「法」に改め、同条第 2 号中「者」の次に「であって、大和市耐震化促進協議会の会員として事業者登録をしているもの（ただし、市長が特段の理由があると認めた場合を除く。）」を加え、同条第 3 号中「耐震改修促進法」を「法」に改め、「平成 18 年国土交通省告示第 184 号」の次に「。以下「基本方針」という。」を加え、同条第 4 号中「耐震診断」を「耐震診断等」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 耐震設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できない場合に、基本方針に基づき耐震診断者が行う耐震改修の計画及び設計をいう。

第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 5 条第 1 号中「耐震診断」を「耐震診断等」に改める。

第 18 条を削り、第 17 条を第 18 条とする。

第 16 条中「耐震診断」を「耐震診断等」に改め、同条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条中「耐震診断」を「耐震診断等」に、「補助対象者が第 11 条の規定による評価を受けている場合」を「耐震診断等が完了していると認める場合」に改め、同条を第 14 条とする。

第 12 条第 1 項中「耐震診断」を「耐震診断等」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条の見出しを「（完了時までには満たすべき要件）」に改め、同条中「耐震診断の完了時」を「耐震診断等の完了時」に、「耐震診断の結果について、耐震判定委員会等による評価を受けなければならない。」を「次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならない。」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第 12 条とする。

(1) 耐震診断 耐震診断の結果について耐震判定委員会等により適正と評価を受けていること。

(2) 耐震設計 耐震設計について法第 17 条第 3 項の規定による計画の認定を受けていること。

第10条の見出しを「（耐震診断等の取りやめ）」に改め、同条中「第7条第2項」を「第8条第2項」に、「耐震診断事業を取り下げよう」を「後に当該補助の対象となっている耐震診断等を取りやめよう」に、「耐震診断義務対象建築物事業取下げ届出書」を「耐震診断義務対象建築物事業取りやめ届出書」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に、「耐震診断義務対象建築物補助金変更申請書」を「耐震診断義務対象建築物補助金交付変更申請書」に改め、同条第2項中「耐震診断義務対象建築物補助金変更決定通知書」を「耐震診断義務対象建築物補助金交付変更決定通知書」に改め、同条第3項中「耐震診断義務対象建築物補助金変更不承認決定通知書」を「耐震診断義務対象建築物補助金交付変更不交付決定通知書」に改め、同条を第10条とする。

第8条（見出しを含む。）中「耐震診断」を「耐震診断等」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書」を「耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震診断）又は耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震設計）」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「耐震診断」を「耐震診断等」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、耐震診断等に要した費用（耐震診断等に関する標準外の業務として、市長が認めた追加的費用を含む。）に6分の5を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により算定した額を上限とする。

(1) 耐震診断に要した費用 次に掲げる額の合計額

ア 別表第1に掲げる建築物の部分ごとに算定した額の合計額

イ 耐震診断に関する標準外の業務として、市長が認めた追加的費用の額（1,540,000円を限度とする。）

(2) 耐震設計に要した費用 次に掲げる額の合計額

ア 別表第2(1)の表に掲げる建築物の部分ごとに算定した額の合計額

イ 別表第2(2)の表に掲げる区分に応じた上限額

ウ 耐震設計に関する標準外の業務として、市長が認めた追加的費用の額（770,000円を限度とする。）

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表を削り、附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第6条関係）

耐震診断に要した費用の上限額

建築物の部分	1平方メートル当たりの上限額
延べ面積1,000平方メートル以内の部分	3,600円
延べ面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分	1,540円
延べ面積2,000平方メートルを超える部分	1,030円

別表第2（第6条関係）

耐震設計に要した費用の上限額

(1) 1平方メートル当たりに係る上限額

建築物の部分	1平方メートル当たりの上限額
延べ面積500平方メートル以内の部分	2,800円
延べ面積500平方メートルを超え750平方メートル以内の部分	2,360円
延べ面積750平方メートルを超え1,000平方メートル以内の部分	2,140円
延べ面積1,000平方メートルを超え1,500平方メートル以内の部分	1,800円
延べ面積1,500平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分	1,580円
延べ面積2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の部分	1,330円
延べ面積3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の部分	1,100円
延べ面積5,000平方メートルを超える部分	930円

(2) 建築物の総床面積に係る上限額

区分	上限額
総床面積が500平方メートルを超え750平方メートル以内の建築物	1,400,000円
総床面積が750平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物	1,770,000円
総床面積が1,000平方メートルを超え1,500平方メートル以内の建築物	2,140,000円
総床面積1,500平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物	2,700,000円
総床面積2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の建築物	3,170,000円
総床面積3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物	4,010,000円
総床面積5,000平方メートルを超える建築物	5,510,000円

別表第3（第19条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事前相談書	第7条
第2号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震診断）	第8条
第3号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震設計）	第8条
第4号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付決定通知書	第8条
第5号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金不交付決定通知書	第8条
第6号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付変更申請書	第10条
第7号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付変更決定通知書	第10条
第8号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付変更不交付決定通知書	第10条
第9号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事業変更届	第10条
第10号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事業取りやめ届出書	第11条
第11号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事業完了報告書	第13条
第12号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金額確定通知書	第14条

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。